

公益財団法人 とちぎ未来づくり財団 寄附金募集要項

1 当財団の目的

子ども及び青少年の健全育成に関する事業と、県民文化の向上に関する事業とを相互の連携のもとに展開することにより、時代を担う子ども及び青少年の福祉の増進に資するとともに、県民の生活に潤いと活力をもたらす文化の振興に寄与することを目的としています。

2 当財団の事業

当財団の目的を達成するため、次の事業を行っています。

- (1) 子ども及び青少年の健全育成及び福祉の増進に関する事業
- (2) 文化の振興に関する事業
- (3) 埋蔵文化財の保護、調査研究及び普及啓発に関する事業

3 寄附金の定義

本財団が実施する公益目的事業等に使用することを目的として、反対給付を受けることなく給付される金銭をいいます。

4 寄附金の種類

- (1) 一般寄附金（寄附者が用途を指定しない寄付金／50%以上を公益目的事業に使用します）
- (2) 特定寄附金（寄附者により予め用途が特定された寄附金）
※用途の指定がある場合は寄附時にご指定ください。

5 寄附金の募集期間

随時募集しています。

6 受付方法

「寄附申出書」にご記入のうえ、公益財団法人とちぎ未来づくり財団事務局まで、ご持参いただくか、郵送、FAXでお送りください。なお、「寄附金」は、財団事務局までご持参いただくか、下記口座にお振り込みいただくようお願いいたします。寄附受付後、「寄附金受領証明書」を発行いたします。

【寄附受付・申出書送付先】

公益財団法人とちぎ未来づくり財団 事務局
〒320-8530 栃木県宇都宮市本町1番8号（栃木県総合文化センター内）
TEL 028(643)1011 FAX 028(643)1012

【振込先】

足利銀行 県庁内支店（普通）3293693
公益財団法人とちぎ未来づくり財団 理事長

※誠に恐れ入りますが、振込手数料は寄附者の方にご負担いただきますようお願いいたします。

7 寄附金に対する税制優遇制度

当財団は、「公益財団法人」としての認定を受けておりますので、当財団への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用されます。寄附金控除を受けるには、寄附時に財団が発行する「寄附金受領証明書」が必要となります。

<個人によるご寄付>

所得控除=下記の算式で計算した金額が「寄附金控除」として所得から控除されます。

$$\text{寄附金額控除額} = (\text{寄附金額または所得金額の40\%のいずれか少ない金額}) - 2,000 \text{円}$$

<法人によるご寄付>

公益法人による寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

※税制優遇制度の詳細につきましては、税務署にお尋ねになるか国税庁のホームページ等をご参照ください。